

# 平成28年度 学校訪問指導実施要項

松江教育事務所

## 1 目的

- 学習指導要領、第2期しまね教育ビジョン21、各市教育局委員会の教育方針を踏まえた学校運営、教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の助言・指導等を行う。

## 2 学校訪問指導の種類

- I 継続型訪問指導
- II 申請訪問指導
- III 生徒指導に関わる訪問指導
- IV 特別支援教育に関わる訪問指導
- V 法定研修に関わる訪問指導

## 3 助言・指導等事項

- 学校運営の改善、評価等に関すること。
- 教育課程の編成・実施・評価、学習指導の工夫・改善・評価、教育研究の立案・実施・評価に関すること。
- 県教育局委員会の指導方針等の周知に関すること。
- 学校における教育上の課題及び実態把握に関すること。
- 学校教育その他、教育問題に関わる情報の交換に関すること。
- その他、義務教育全般の充実・発展に関すること。

## 4 学校訪問指導の内容・留意事項等

### I 継続型訪問指導

- 学校の申請に基づいて実施する。
- 授業改善と学力育成に向けた学校の主体的・自主的な取組を支援する。
- 年間を通して複数回訪問し、継続的に助言・指導を行う。
- 申請する学校の中から市教育局委員会と協議の上、訪問する学校を決定する。  
※内容例 ☆学校の学力向上 PDCA サイクル構築に係る助言・指導  
☆研究計画、単元・授業構想、指導案作成に係る助言・指導  
☆研究指定校、教育研究大会会場校への助言・指導

### II 申請訪問指導

- 学校からの申請に基づいて実施する。
- 教科等における指導力の向上及び生徒指導、特別支援教育に関わる助言・指導を行う。
- 研究授業及び協議を実施する場合は、学習指導案（細案）の事前の提出を求める。
- 研修会講師等、授業を伴わない場合は、できるだけ長期休業期間中の計画をお願いする。
- 教育研究団体（市教研、事務職研など）からの申請にも対応する。
- 助言・指導を受けたい内容によっては、島根県教育局各課、島根県教育センター指導主事が対応する。

### III 生徒指導に関わる訪問指導

- 各学校の生徒指導上の諸課題や取組状況を把握し、生徒指導体制の整備・充実を支援する。
- 生徒指導に係る県事業実施校について、必要に応じて訪問指導を実施する。
- 各学期の問題行動報告書Ⅰ、不登校及び不登校傾向の児童生徒に関する調査の結果を基にして、必要に応じて訪問指導を実施する。  
※課題や期日等、詳細については生徒指導専任主事が学校と連絡をとって決定する。
- 学校から希望がある場合には「II 申請訪問指導」により対応する。

#### IV 特別支援教育に関わる訪問指導

- 各学校の特別支援教育に関わる取組状況や諸課題を把握するとともに、特別支援教育の推進や充実のための助言・指導を行う。
- 以下の①～③の訪問指導を実施する。加えて学校から希望がある場合には「Ⅱ 申請訪問指導」により対応する。
- ①と②の訪問指導は、兼ねて実施することもできる。

##### ① 特別支援学級新設校訪問指導

- ・特別支援学級を新設した学校について実施する。
- ・公開授業及び協議を実施する。協議については全教職員参加とする。また、担当者に個別に助言・指導を実施する。
- ・学習指導案（細案）の事前の提出を求める。

##### ② 特別支援学級及び通級指導教室新任担当者対象訪問指導

- ・特別支援学級新任担当者及び通級指導教室新任担当者を有する学校について実施する。

###### 特別支援学級新任担当者

→公開授業及び協議を実施する。また、新任担当者に個別に助言・指導を実施する。

→協議は、管理職、新任担当者、他の特別支援学級担当者を中心に行うこととするが、できるだけ多くの教職員の参加について配慮をお願いする。

→学習指導案（細案）の事前の提出を求める。

###### 通級指導教室新任担当者

→管理職、新任担当者に通級指導教室の状況についての説明を求める。また、新任担当者に個別に助言・指導を実施する。

##### ③ にこにこサポート事業実施校訪問指導

- ・特別な支援のための非常勤講師（にこにこサポートティーチャー）配置校について実施する。  
※小・中学校の多人数特別支援学級に係る配置の場合を含む。
- ・対象児童が在籍する学級の授業を参観する。学習指導案の提出は求めない。
- ・管理職、特別支援教育コーディネーター（多人数特別支援学級の場合は学級担任）に、非常勤講師の活用状況等について説明を求める。
- ・訪問期日については、「別紙2（にこにこサポート事業実施校訪問日）」で示す。期日の変更を希望する場合は学校から4月13日（水）までに連絡する。

#### V 法定研修に関わる訪問指導

- 初任者研修及び教職経験11年目研修対象者の授業力向上に係る助言・指導を行う。

##### ①初任者研修

- ・県教育センター「平成28年度 法定研修に係る『学校訪問指導』実施要項」により実施する。
- ・全ての初任者配置校について、9月以降に1回実施する。
- ・この1回とは別に希望がある場合には「Ⅱ 申請訪問指導」により対応する。

##### ②教職経験11年目研修

- ・県教育センター「平成28年度 法定研修に係る『学校訪問指導』実施要項」により実施する。
- ・第IV回教育センター研修「授業づくりの研修（学校会場）」会場校について実施する。
- ・学校から申請がある場合には「Ⅱ 申請訪問指導」により対応する。

#### 5 学校訪問指導の決定の手順

##### (1)平成28年度学校訪問指導希望調査票について

- 希望調査票は、全ての学校が提出する。
- 「別紙1（継続型訪問指導用）」は「Ⅰ 継続型訪問指導」を希望する学校のみ提出する。
- いずれも3部作成し、市教育委員会へ提出する。
- 分校がある場合は、本校と分校がそれぞれに作成し提出する。
- ※希望調査票は松江教育事務所ホームページからダウンロードすることができる。

## (2) 希望調査票記入の仕方と訪問の決定の手順について

- ・該当する( )に○を記入し、必要事項を記入する。
- ・「 月 旬頃」は、次のように記入する。→「6月上旬頃」
- ・「Ⅰ 継続型訪問指導」を希望する場合は、「別紙1 (継続型訪問指導用)」に必要事項を記入して調査票に添付する。
- ・「希望教科等」欄に、助言・指導を受けたい教科等名を記入する。
- ・「備考」欄には、必要に応じて助言・指導の視点や配慮事項等を記入する。また、各種研修会や研究大会について申請する場合、期日が決定しているものにはその旨を記入する。
- ・原則として、訪問する指導主事については教育事務所が決定する。
- ・5月中に教育事務所が学校へ連絡し、期日を決定する。これ以前に学校訪問指導を希望する場合には、松江教育事務所へ電話で連絡する。
- ・できるだけ学校の希望に添うように調整を図るが、日程等の都合により希望に添えない場合がある。

## 6 留意事項

- 簡単な日程(開始時刻・終了時刻等)については、学校から訪問する指導主事に実施日の2週間前までに連絡する。詳細な日程や学習指導案等、訪問指導に関する提出資料については、同じく実施日の1週間前までに送付する。なお、道徳の授業においては使用する資料を添付する。
- 指導案作成等、事前に助言・指導を受けることもできる。必要な場合は、訪問する指導主事へ連絡する。
- 授業後の協議は、授業終了後できるだけ時間を空けずに実施することをお願いする。
- 訪問指導当日に助言・指導を受けたい事項がある場合には、事前に連絡する。
- 「Ⅱ 申請訪問指導」については、年度の途中でも申請することができる。学校から申請する場合は、「別紙3 (中途申請訪問指導用)」を3部作成し、市教委に提出する。教育研究団体(市教研、事務職研など)から申請する場合は、2部作成し松江教育事務所に提出する。ただし、この調査に基づいて計画的に訪問指導を実施するため、日程等の都合で希望に添えない場合がある。(別紙3については、松江教育事務所ホームページに掲載している。)
- 原則として月曜日の訪問指導は実施しない。

## 7 指導主事の担当

〈学力育成；教科〉

遠山 茂樹；国語  
竹崎 葉子；社会  
常松 浩；算数・数学  
原 啓一郎；理科、生活  
濱岡 宏行(松江市派遣)；社会  
田中 修(安来市派遣)；算数・数学  
※教科以外については全員で担当する。

〈生徒指導〉

津田 昌彦  
勝部 篤(松江市派遣)  
三保 貴資(安来市派遣)

〈特別支援教育〉

城市 則子  
道前 正(松江市派遣)  
松尾優美子(安来市派遣)